

# 県立中学校への編入学を希望する皆さんへ

## 【編入学とは】

外国からの帰国者が、第1学年の当初以外の時期に中学校へ入学することをいいます。

### 1 編入学願の受付

#### (1) 受付の条件

奈良県立中学校への編入学は、奈良県内に保護者とともに居住している、又は居住することが確実である者で、次の①もしくは②の条件に該当すると、志願校の校長が認めた場合に受け付けます。ただし、志願校の当該学年の定員に余裕がある場合に限りです。

① 保護者ととともに、原則として、外国に1年以上継続して在住し、日本の中学校に相当する学校に在籍する（した）者で、帰国後2年以内の者

② 保護者ととともに、原則として、外国に1年以上継続して在住し、日本の小学校に相当する学校教育の課程を修了したが、中学校に相当する課程に在学するには至っていない者で、当該年度の入学者選抜に出願できなかった者

#### (2) 受入の時期

受入の時期は学年当初を原則としますが、やむを得ない場合の受け入れは随時行いますので、高校教育課に問い合わせてください。

### 2 手順

(1) 始めに、高校教育課へ問い合わせてください。志願校等の相談をさせていただきます。

(2) 志願校が決定したら、編入学に必要な書類を志願者本人及びその保護者から志願校に提出してください。手続に必要な書類は、「**3 編入学に必要な書類**」で確認してください。

(3) 手続が終わり次第、面接等についての日程の詳細を志願校から連絡します。

(4) 指定された日時に、志願校で実施する面接等を受けてください。

### 3 編入学に必要な書類

出願手続に関する書類は次のとおりです。ただし、志願校の校長が、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

(1) 編入学願（様式は高校教育課へ問い合わせてください。）

(2) 編入学希望事由の説明書（高校教育課へ問い合わせてください。）

(3) 成績証明書（日本の小学校に相当する学校教育の課程を含む、外国の教育機関等における学修の履歴を証明する書類）

(4) 外国での在住期間を証明する書類

(5) 奈良県内の市町村住民票記載事項証明書等（県内に転入後、速やかに提出してください。）

### 4 受入の可否等の通知等

(1) 受入の可否等の通知は、原則として、面接等の実施日に行います。通知の時刻・方法等は志願校で指示します。

(2) 受入決定後の手続については、志願校の指示に従ってください。

**【参考事項】**

私立中学校への編入学を希望する場合は、直接、希望する中学校、又は、

奈良県地域振興部 こども・女性局 教育振興課 教育企画政策研究係  
〒630-8501 奈良市登大路町 30 TEL 0742-27-8919(直通)、0742-22-1101(内線 2627)

に問い合わせてください。